

議案第 23 号

三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年 3月 3日提出  
三宅町長 森 田 浩 司

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地  
名 称 三宅町立東屏風体育館  
所在地 三宅町大字屏風44番地の29
  
2. 指定管理者に指定する団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
団体の名称 東屏風自治会  
主たる事務所の所在地 三宅町大字屏風440番地の5  
代表者の氏名 会長 池田年夫
  
3. 指定の期間  
令和8年4月1日から令和10年3月31日まで